

身体的拘束適正化に向けて

沖縄県高齢者福祉介護課

目次

1. 沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針より
2. 身体的拘束とは～沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針9(5)～
 - 2-1 身体的拘束がもたらす弊害
3. 緊急やむを得ない場合の定義と対応～沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針9(6)～
 - 3-1 緊急やむを得ない場合の対応
 - 3-2 参考様式①身体的拘束適正化検討委員会議事録(作成例)
 - 3-3 参考様式②緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書(作成例)
 - 3-4 参考様式③緊急やむを得ない身体的拘束に関する入居者の日々の態様記録
4. 身体的拘束適正化のための指針・委員会・研修について～沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針9(7)～
 - 4-1 身体的拘束適正化のための指針(作成例)について
5. 立入検査において指摘した事例
6. 参考情報

1. 沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針より

9 サービス等（※抜粋）

- (5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

また、身体的拘束は高齢者虐待にあたり、高齢者虐待防止の観点からも身体的拘束適正化への取組は必要です。
（高齢者虐待防止については、別資料「高齢者虐待防止に向けて」参照）

2. 身体的拘束とは～沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針9(5)～

9(5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。

<参考>介護保険指定基準(令和元年9月現在)において禁止の対象となる身体的拘束等の行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

2-1. 身体的拘束がもたらす弊害

- ① 身体的障害
 - ・本人の間接の拘縮、筋力の低下、圧迫部位の褥瘡の発生(外的弊害)
 - ・食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下(内的弊害)
 - ・無理な立ち上がりによる転倒事故(車いすに拘束しているケース)
 - ・乗り越えによる転落事故(ベッド柵のケース)
 - ・拘束具による窒息等の事故
 - ・体力が衰え新たな疾病を招く可能性がある
- ② 精神的障害
 - ・本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的苦痛
 - ・せん妄の頻発
 - ・家族への精神的苦痛(拘束された姿をみたときの混乱、後悔、罪悪感等)
 - ・介護スタッフの士気の低下
- ③ 社会的障害
 - ・施設への社会的な不信感
 - ・偏見
 - ・さらなる医療的処置が生じた場合の経済的負担

<参考> 身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

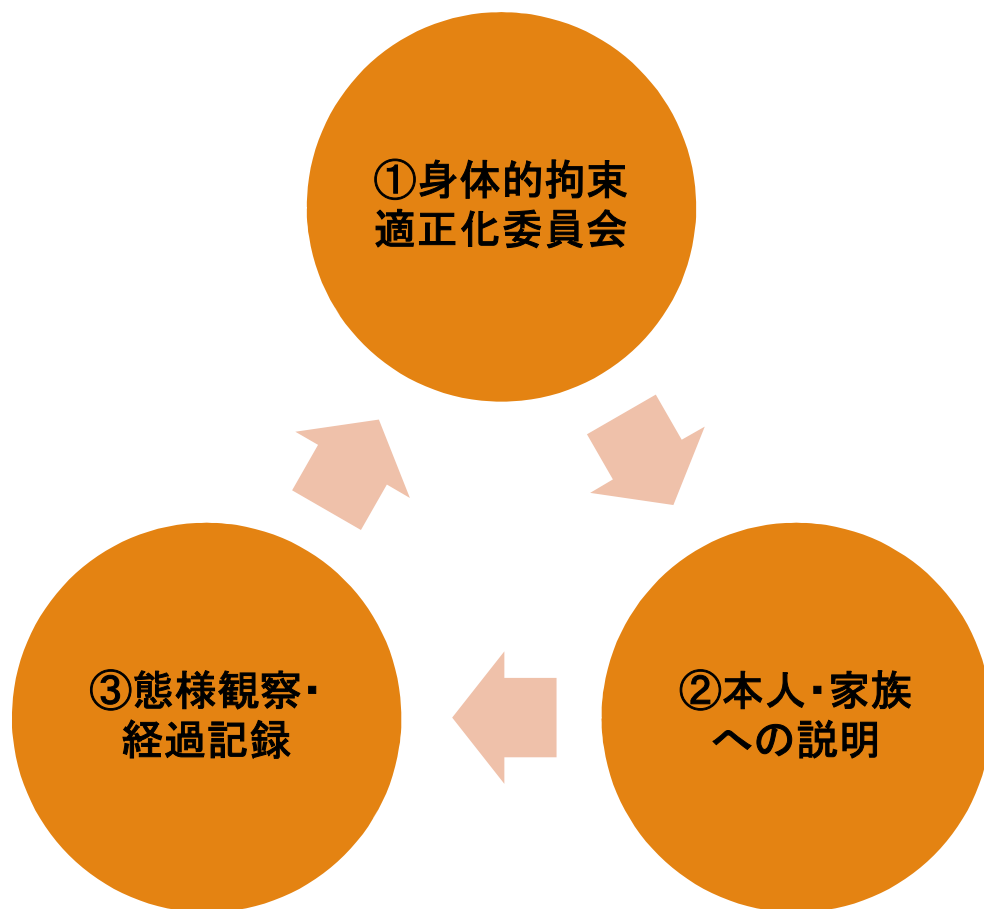
3. 緊急やむを得ない場合の定義と対応 ～沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針9(6)～

9(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

緊急やむを得ない場合とは以下の3要件をすべて満たすことが必要

- ① **切迫性**（入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）
※切迫性の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度前で利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。
- ② **非代替性**（身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと）
※いかなるときでも、まずは身体的拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。
- ③ **一時性**（身体的拘束が一時的なものであること）
※本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

3-1. 緊急やむを得ない場合の対応



緊急やむを得ない場合が発生

↓

①身体的拘束適正化委員会

緊急やむを得ない場合の3要件に合致しているか確認

↓

議事録作成(参考様式①)、スタッフへ周知

↓

②本人・家族への説明

説明書にて個別に行う(参考様式②)

↓

③態様観察・経過記録

対象者を観察し経過記録をとる(参考様式③)

↓

①身体的拘束適正化委員会

③の記録をもとに、解除に向けての方策や解除予定時期を話し合う。

↓

議事録作成(参考様式①)、スタッフへ周知

その後②⇒③⇒①と、解除されるまで繰り返す。

3-2. 参考様式① 身体的拘束適正化検討委員会議事録(作成例)

参考様式①

身体的拘束適正化検討委員会議事録(作成例)

施設名 _____

【1 開催概要】

○開催日時 令和○年○月○日() ____ : ____ ~ ____ : ____

○参加者(※施設の状況に応じて修正ください)

代表	管理者	介護リーダー	
介護職員	生活相談員	看護職員	
デイ介護職員	その他	記録担当	

(※有料老人ホーム内で多様な職種に参集を求めることはもちろん、可能である場合、デイサービス看護・介護職員や入居者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門指導員の参加を検討ください)

(3)(身体的拘束を行っている入居者がいる場合)

参考様式③「緊急やむを得ない身体的拘束に関する入居者の日々の態様記録」等を参考に、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。

i 現在、身体的拘束に該当する入居者数 _____ 人

ii 各人別の身体的拘束解除に向けた検討(※欄は適宜追加して使用ください)

居室	入居者氏名	現拘束の内容	
切迫性		該当/非該当	
非代替性		該当/非該当	
一時性		該当/非該当	
適正化の方針			
期間(終期)			

(4)(身体的拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合)

緊急やむを得ない身体的拘束に該当するか3要件の該当状況を具体的に確認し、特に代替案について検討する。

居室	入居者氏名	3要件該当状況	該当/非該当
切迫性		(※入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことが分かる具体的な状況を記載する)	
非代替性		(※他の方法を検討した結果、それでもなお身体的拘束を行う以外に代替する方法がないのであれば検討した代替方法とそれが対応策として不十分である理由を記載する)	
		代替案1	代替案1 不可理由
		代替案2	代替案1 不可理由
一時性		(※身体的拘束が一時的なものであり、利用者の状態等に応じて必要最小限の期間と最も短い拘束時間に設定されていることとその理由を記載する)	
		開始予定 令和○年○月○日○時 ~解除予定 令和○年○月○日○時まで 拘束が必要となる時間 ○時~○時(※または「入眠時のみ」など)	
適正化策			

(8)議論のまとめ・共有“必須” ※記録を職員(介護職員その他の従業者)に回覧する(※直近で取り組むべきことやその進め方、期間をまとめ、本様式に記録する)

各職員回覧確認欄(氏名・確認日記入)

役職									
チェック									

委員会で話し合った内容をまとめ、議事録を介護職員やその他の施設職員へ回覧する。回覧確認欄を設け周知が行き届いているか確認する。

3-3. 参考様式②緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書(作成例)

参考様式②

緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書(作成例)

〇〇〇〇様

1 あなたの状態が下記の ABC をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。

2 ただし、解除することを目標に日々の様子を記録し、身体的拘束適正化委員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束致します。

記

A 切迫性	入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
B 非代替性	身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がない
C 一時性	身体的拘束が一時的なものである
拘束が必要となる理由 (個別の状況)	
拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況 (※具体的に記載してください)	
拘束開始及び解除の予定 (※特に解除予定を記載)	開始予定 令和〇年〇月〇日〇時 から 解除予定 令和〇年〇月〇日〇時 まで (※明示ください)

上記のとおり実施致します。

令和 年 月 日

法人代表(役職名〇〇〇〇) 〇〇〇〇 印
記録者(役職名〇〇〇〇) 〇〇〇〇 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について、説明を受け、確認しました。

令和 年 月 日

入居者 〇〇〇〇 印
対応者氏名(本人との続柄) 〇〇〇〇 印

特にご留意いただきたい点

【散見される問題点】

- ・説明書が作成されていない。(口頭のみで説明)
- ・『説明書』ではなく『同意書』となっている。
- ・拘束の理由に具体性がない。
- ・拘束の方法が空白である。
- ・拘束の時間帯が終日になっている。
- ・特記すべき心身の状況に具体性がない。
- ・解除予定が記載されていない。
- ・解除と同時に新たな開始の日付で説明書を作成し全体で長期間の拘束になっている。
- ・説明書をコピーし日付だけ修正されている。
- ・利用者、家族の署名・押印がない

3-4. 参考様式③緊急やむを得ない身体的拘束に関する入居者の日々の態様記録

参考様式③

緊急やむを得ない身体的拘束に関する入居者の日々の態様記録(参考例)

○○○○様

年月日時(状況)	日々の心身の状態等の観察(文言)	備考(身体的拘束・挙動等の図・イラスト等)(※必要に応じて使用)	確認者サイン

【記載いただきたい内容】(参考)

- ・観察した様子を具体的に記載する。
(例:「異常なし」だけの記載で状況が記載されていない。どういう状態を確認したので「異常なし」と判断したのかまで記載する)
- ・拘束を実施している時間帯を記載する。
(委員会で決定した時間帯になっているか確認)
- ・備考を使用し必要であればイラスト等を残す。
- ・拘束をしていない時間帯の様子についても記載する。
- ・その他委員会で検討する際に重要だと思われる内容を記載する。

4. 身体的拘束適正化のための指針・委員会・研修について ～沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針9(7)～

9(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⇒身体的拘束適正化委員会は身体的拘束対象者がいない場合も開催し身体拘束に関連する最新情報の確認と共有を行う。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⇒身体的拘束に関する基本的な考え方、委員会の開催頻度、研修に関すること、緊急やむを得ない場合の対応方法などを指針に定め、身体的拘束の対象者外ない場合であっても指針の整備を行う。

(沖縄県公式ホームページ:身体的拘束適正化のための指針(作成例)参照)

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

⇒年間研修計画には、身体的拘束に係わる研修を必ず盛り込み実施する。

4-1. 身体的拘束適正化のための指針(作成例)について

身体的拘束等適正化のための指針		【構成】																
1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方		1 ページ																
1. 理念	<table border="1"> <tr> <td>身体的拘束の原則禁止 (緊急やむを得ない場合を除く)</td> <td>目指すべき 目標</td> <td>具体的な事例</td> </tr> </table>	身体的拘束の原則禁止 (緊急やむを得ない場合を除く)	目指すべき 目標	具体的な事例	主なキーワード													
身体的拘束の原則禁止 (緊急やむを得ない場合を除く)	目指すべき 目標	具体的な事例																
2. 方針	<table border="1"> <tr> <td>(1) 身体拘束等の禁止</td> <td>3要件</td> <td>説明</td> <td>態様の記録</td> </tr> <tr> <td>(2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合</td> <td>質の評価</td> <td>経過の記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 身体的拘束等禁止に取り組む姿勢</td> <td>他職種連携</td> <td>背景の理解</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替措置の検討</td> <td>限定実施</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 身体拘束等の禁止	3要件	説明	態様の記録	(2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合	質の評価	経過の記録		(3) 身体的拘束等禁止に取り組む姿勢	他職種連携	背景の理解			代替措置の検討	限定実施		
(1) 身体拘束等の禁止	3要件	説明	態様の記録															
(2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合	質の評価	経過の記録																
(3) 身体的拘束等禁止に取り組む姿勢	他職種連携	背景の理解																
	代替措置の検討	限定実施																
2 身体的拘束等適正化のための体制		1 ページ																
(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催	三月に一回以上																	
(2) 委員会の構成員	他職種連携																	
(3) 構成員の役割	責務・役割分担																	
(4) 委員会の検討項目	様式整備	議事録等の報告	予防策の検討															
(5) 記録及び周知	解除にむけ検討	適正化策の効果の評価																
3 身体的拘束適正化のための研修		2 ページ																
(1) 研修の種類	介護職員向け	年2回以上	新採用(派遣等の人職時含む)															
(2) 研修の内容	基礎的内容	知識の普及・啓発	指針の徹底	研修内容、日時等の記録														
4 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応		3 ページ																
(1) 3要件の確認	切迫性	非代替性	一時性															
(2) 要件合致確認	責任者等が判断	説明書	本人等へ説明・確認・署名															
(3) 記録等	態様・時間・心身の状況・理由	情報共有	解除に向けた検討															
5 身体的拘束等に関する報告		3 ページ																
内容・期間等の確認	検討委員会の議事録の保存	職員へ報告	経過観察記録を検討委員会へ報告															
6 ご入居者等による本指針の閲覧		3 ページ																
	ホームページ等で掲載																	

▶ 身体的拘束適正化のための指針(作成例)については高齢者福祉介護課HPに作成例を掲載しています。下記リンク先をご参照ください。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/yuuryou/sinntaitekiko/usokutekiseikasisinn.html>

または、下記にてご覧ください。

「沖縄県公式ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 身体的拘束適正化のための指針(作成例)について」

※参考例です。実際に作成される場合は身体的拘束が入居者の身心等に与える影響等や対応事例を収集し、施設として検討の上、指針とさせていただきます。

【指針の作成にあたって(構成例)】

- 1.身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方
『身体拘束ゼロの手引き』や収集した対応事例等を参考に理念や方針などを定める。
- 2.身体的拘束適正化のための体制
身体的拘束適正化委員会の設置、開催頻度(三月に一度以上)、構成員等を定める。※委員会の開催は身体的拘束対象者がいない場合も検討委員会として開催する必要があります。
- 3.身体的拘束適正化のための研修
研修の種類や回数等を定める。※開催した研修の記録は残してください。
- 4.緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応
- 5.身体的拘束等に関する報告
- 6.ご入居者等による本指針の閲覧

5. 立入検査において指摘した事例(1)

指摘事項概要:【身体的拘束適正化に向けての指針がない・指針はあるが内容に不足がある】

(施設状況)

- ①施設としての指針がない。(指針が整備されていない)
- ②指針の中に委員会の設置や開催頻度について示されていない。
- ③指針の中に身体的拘束に係る研修について記載されていない。
- ④指針の中に緊急やむを得ない場合の対応方法について記載されていない。など。

指摘事項概要:【緊急やむを得ない場合の対応がなされていない】

(施設状況)

- ①複数の入居者に対して数年以上にわたって身体的拘束を実施しているが、身体拘束をやむを得ず行う場合に求められる「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件の検討がされていない。
- ②身体的拘束を行っている対象者がいるが、身体的拘束を行う場合に求められる「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たす緊急やむを得ない理由、その様態及び時間、身体拘束の方法、拘束期間等の記録が作成・保管されていない。
- ③本人や家族に対して、説明及び確認を行った説明書が作成されていない。
- ④身体的拘束を行う場合に求められる緊急やむを得ない理由の記録として、事前に入居者もしくはその家族へ書面で説明を行い、確認を得ているものの、解除に向けての具体的な検討はされておらず、身体的拘束の期間が長期にわたっている。
- ⑤身体的拘束に至った経緯が記録されておらず、理由が検討されないまま長期化し解除の検討もされていない。など。

5. 立入検査において指摘した事例(2)

**指摘事項概要:【身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催していない】
【委員会の結果について介護職員その他の従事者へ周知していない】**

(施設状況)

- ①身体的拘束対象者がいないため委員会は開催していない。
- ②三月に一回以上の開催が必要だとは知らなかった。
- ③委員会の議事録をとっておらず委員以外への周知がなされていない。
- ④委員会自体を設置していない。など。

指摘事項概要:【介護職員その他の従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない】

(施設状況)

- ①研修をやらなければならないことを知らず、研修計画が策定されていない。
- ②研修計画はたてているが、行っていない。
- ③研修を行った記録が確認できなかった。
- ④研修を行った記録等は残っているが定期的な開催ではなく3年ごとの開催になっている。など。

6. 参考情報について

参考情報は高齢者福祉介護課HPにてご確認ください。



ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 施設福祉班(老人ホーム・福祉施設・福祉法人関係)

- ・ 高齢者福祉
- ・ 研修・講習会等

施設福祉班(老人ホーム・福祉施設・福祉法人関係)

II. 有料老人ホーム

7. その他(作成例等)

WORD [非常災害対策計画策定例\(ひな形\)](#)

[身体的拘束適正化のための指針\(作成例\)](#)

Ⅷ. 調査・報告・公表

- ・ [社会福祉施設等における非常用自家発電設備の整備状況の調査について](#)
- ・ [第1回沖縄県看護老人ホーム等検討委員会\(令和2年10月19日開催\)](#)
- ・ [平成30年度有料老人ホームの定期的な状況報告\(平成30年7月1日現在\)について](#)
- ・ [基金の執行状況の公表について](#)
- ・ [社会福祉施設等における吹き付けアスベスト\(五緯\)等使用実態調査について](#)
- ・ [特別養護老人ホーム\(介護老人福祉施設\)入所申込者数について](#)
- ・ [有料老人ホームの基礎知識\(全国有料老人ホーム協会からのお知らせ\)](#)

PDF [身体拘束ゼロへの手引き](#)
●高齢者ケアに関わるすべての人に●

【掲載場所】

沖縄県公式ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 施設福祉班(老人ホーム・福祉施設・福祉法人関係)

身体的拘束適正化のための指針(作成例)

身体拘束ゼロへの手引き

●高齢者ケアに関わるすべての人に●

参考・引用文献

- ・ 身体拘束ゼロへの手引き●高齢者ケアに関わるすべての人に●
(厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)
- ・ 沖縄県高齢者福祉介護課 身体拘束適正化のための指針(作成例)